

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：14403

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23652170

研究課題名(和文) 異宗派間の婚姻 近代ハンガリーにおける制度・議論・個別事例

研究課題名(英文) Interfaith Marriage in Modern Hungary: Institutions, Arguments, Individual Cases

研究代表者

渡邊 昭子 (Watanabe, Akiko)

大阪教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：20293144

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：19世紀ハンガリーにおける異宗派間の婚姻に関して、現地での研究動向、各宗派の婚姻規定を調査し、さらに、おもにユニテリアン教会文書館史料を用いて、個別研究をおこなった。ユニテリアン教会文書館史料からは、同教会が、異宗派婚裁判の運用とそれをめぐる議論を通して、義務的民事婚法制定に果たした積極的役割を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：On the interfaith marriage in nineteenth century Hungary, I reviewed the historiography, surveyed the regulations, and conducted research mainly in Unitarian Church archives in Budapest and Cluj-Napoca. The archival documents showed the active role of the Unitarians in promoting the enactment of mandatory civil marriage law in 1894 through their divorce courts' judgments and their arguments over the procedures on interfaith marriage.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：ハンガリー 婚姻 教会 宗派

## 1. 研究開始当初の背景

国内の西洋史研究において、異宗派間の婚姻は付随的にのみ言及されてきた。近世史研究では宗教改革後の宗派間関係を扱う中で、異宗派共存のケースとして現地の研究が紹介され、また、近代に関しては婚姻法を扱った法制史研究において、国家による婚姻の制度化が必要とされた一因として触れられることはあるが、主題として異宗派婚を扱った研究は管見の限りなかった。

ハンガリーでは、19世紀末の義務的民事婚導入の議論がなされていた時期から法制史面での研究が盛んであった。社会主義期には教会の影響力が抑えられていたこともあり、宗教・教会に関する歴史研究も低調だったが、後期になると政治史ではなくむしろ社会史的視点から教会を取り上げる研究が現れ始め、近年ではミクロな視点による個別研究も現れ始めている。これらの個別研究は、いずれかの宗派による視点や、国家の側からの視点で書かれた者が多く、議論は拡散しているように見える。

キリスト教文化圏において婚姻は歴史的に教会が規定してきたが、近代には国家が法制度化するようになった。異宗派間の婚姻を検討することは、複数宗派間の関係と、各宗派と国家との関係の両方の変化について考察することにつながり、同時に、ミクロレベルで、宗派の異なる個人間の関係のあり方や他宗派の受容や排除を考察することにもつながる。つまり、異宗派間の婚姻を検討することにより、国制と日常生活との関わりと相互作用を検討することにもつながると考えた。今日、世俗化論が見直され宗教の持つ影響力が再認識されるようになっており、また、人の移動が増え、異なる宗教に属する人びとが接触する機会も増えている中で、本研究は現代的意味も持つと考えられる。

## 2. 研究の目的

### (1) 既存の研究の整理

同時代の文献から近年の研究まで、現地では様々な研究が現れているため、それらを網羅的に渉猟して分類し、問題を整理する。

### (2) 各宗派の婚姻規定の整理

19世紀末に婚姻法が定められるまで、婚姻についてはおもに宗派ごとに定められて運用されてきた。ハンガリー国内に存在した婚姻規定と、それらの齟齬から生じうる問題を検討する。

### (3) 史料調査による検討

以上の検討を踏まえて、文書館史料による研究の可能性を探る。異宗派間の婚姻がミクロレベルおよびマクロレベルでどのように認識され、それが問題として取り上げられた

場合には何がどのような理由により問題と見なされたのか、そして、その問題や、問題への対応がどのような影響をもたらしたのか、もたらしえたのかを考察する。

## 3. 研究の方法

### (1) 文献収集と研究動向の整理

図書館等において、関連する文献を調査し入手する。異宗派間の婚姻や婚姻法への対応は論者の立脚点により大きく異なり、研究の内容も、どの宗派を取り上げどの立場から書くのかにより異なる。それぞれの研究が記された時代と著者の視角を考慮に入れつつ、研究を整理する。この作業により、文書館調査の基礎を据える。

### (2) 各宗派の婚姻規定

教会法や慣習法に見られる婚姻規定を宗派ごとに調査し、19世紀に有効であった宗派それぞれの婚姻規定を調査して比較検討する。

### (3) 文書館での史料調査と史料の分析

地方文書館および各教会の文書館で史料の保存状況を調査し、できるだけまとまった形で残されている史料を選び、検討する。文書館での調査は、史料の多寡や状況に応じて、柔軟に対応する。

## 4. 研究成果

(1) はじめに、ハンガリー国立図書館、国会図書館等において文献を調査して研究史を整理し、現地での研究動向を検討した。

現地での研究が最初にまとまって現れたのは、1890年代の民事婚法成立の前後であり、婚姻制度の歴史を扱う中で、異宗派婚が取り上げられた。この時期には、おもに法制度の歴史を追った著作が中心である。これらの研究は、著者の置かれた立場から大きく2つに分けられる。民事婚制度推進の側は、宗派によって異なる婚姻規定が定められてきたことにより、異宗派婚で多様な問題が生じてきたことを強調する。一方で、カトリック教会を中心とする民事婚導入反対派は、婚姻規定がカトリック教会の教義に関わるものだとして、教会の教義の歴史をたどって自身の正当性を主張した。

戦間期には、統計数値を基にして、セールが異宗派間の結婚の長期的傾向を分析した。社会主義期には、19世紀後半に国教関係制定に向けて活動した政治家について、チズマディアが記している。社会主義期に教会史研究はほとんど進まなかったが、後半になると、社会史研究の中で、宗派に焦点を当てる研究が現れた。セクスールド市の社会を分析したトートが、言語、居住、職業、流動性など多

様な要素を基に、宗派によって分けることが可能な社会集団の存在を指摘した。トートは、宗派集団ごとに婚姻関係に特徴があること、そして、異宗派間の婚姻が、言語を異にする集団間の婚姻よりも少ないことを指摘した。さらに論を進めて、宗派集団が、身分制社会内部に歴史的に形成された重要な境界の一つだと論じている。トートの研究については、ケヴェール著『身分社会と市民社会』の書評の中で取り上げた。

戦後のオーストリアでは、チャーキが、1890年代の国家とカトリック教会の関係をハンガリーの文化闘争として検討し、カトリック教会が重要な問題と見なして最後まで反対していたのが、義務的民事婚と、異宗派間の婚姻で生まれた子供の宗派をめぐる規定だったことを指摘した。

1990年代以降、国内でも徐々に教会史が取り上げられるようになった。1996年の『プロテスタント評論』誌は、民事婚法制定も含む1890年代の教会政策と諸教会の対応について特集を組んでおり、カトリック、カルヴァン派、ルター派、ユダヤ教それぞれに関して研究が寄せられている。ここでユニテリアンの役割が検討されていないことは、本研究でもユニテリアンを取り上げる理由の一つになった。

1990年以後には、社会史の面からも、徐々に新たな個別研究が著された。ファルカシユは、19世紀前半のカトリックとプロテスタント間の婚姻について、法制度改革のための議論や、実際に結婚しようとした者たちが抱えた問題等を明らかにしている。カラーディはおもに20世紀前半におけるユダヤ教徒にとっての異宗派婚を、社会的流動性という視点から検討している。ヴェルケルはブダペシュトのカルヴァン派教会の簿冊を基に、個別事例を取りあげて改宗と異宗派婚の関係を検討した。ナジは、離婚をテーマに研究し、1890年代の民事婚法成立以前に、離婚手続きが最も容易であったユニテリアンに改宗して離婚した諸事例を取り上げている。

以上の通り、現地での研究は、法制史、教会史、そして社会史の分野でおこなわれていることが確認できた。

(2) 各宗派の婚姻規定については、それぞれの教会法や慣習法を調べねばならない。これまでのところ、婚姻法制定の時には、少なくとも9か10の異なる婚姻規定がハンガリーで有効であったことがわかった。カトリック教会、ルーマニア正教会、セルビア正教会はそれぞれに婚姻規定を持ち、トランシルヴァニアを除くカルヴァン派およびルター派については国法で定められ、トランシルヴァニアのカルヴァン派、トランシルヴァニアのルター派、ユニテリアンも独自の婚姻規定を有していた。トランシルヴァニアとフィウメのユダヤ教徒にはオーストリア民法が適用され、それ以外のユダヤ教徒については別に勅

令で定められていた。ユダヤ教徒は独自の婚姻規定を持っていたが、それは国家により認められたものではなかった。

国による民事婚法制定推進に立つ側は、これらの規定の相違により様々な問題が生じていることを挙げる。異宗派婚の場合、夫と妻はそれぞれが属する宗派によって、教会裁判所もしくは世俗の法廷で別々の婚姻裁判の判決を受けることになるので、婚姻の有効性や離婚について、異なる判決が下される場合がある。ここから重婚が生じることもあった。さらに、離婚の場合の財産分割について、そして子供の宗派帰属については、世俗の裁判所で判決が下されるので、教会裁判所の判決とは齟齬を来す場合もある。加えて、国外で結んだ婚姻についても、宗派ごとに取り扱いが異なった。とくに1880年代から1890年代にかけての『法学報』誌では、裁判で夫婦に異なる判決が出た事例が多く挙げられており、このような問題が現実起こっていたことがうかがえる。

(3) まず、ブダペシュト市文書館での館員への聞き取り調査で、婚姻裁判の書類がこれまでになりに廃棄されてきたことが明らかになった。他の地方文書館でもその可能性が高いことを知り、むしろ、教会文書館で重点的に調査することにした。ユニテリアン教会と教会政策との関係についてこれまでにほとんど触れられなかったという上述の理由もあり、同教会の文書館を調査したところ、婚姻裁判の文書も、その他の二重君主国期の文書もよい状態で保存されており、ある程度整理されていて、閲覧が可能であることがわかった。このため、2年目と3年目の調査は、ユニテリアン教会の文書に焦点を絞って研究を進めた。

同教会文書館に保管されている婚姻関係の裁判史料は、夫婦ごとのファイルにまとめられており、これらの史料を基に、事例それぞれの再構成を試みた。離婚し再婚するパターンが多く見られ、相手が異宗派である事例も多いが、別の改宗記録と突き合わせると、離婚もしくは結婚の前に改宗する場合が目立った。ナジが示すように、離婚を認めないカトリック教会から、また、世俗裁判所の煩雑で長期にわたる手続きを避けるためにプロテスタントから改宗した事例と考えられる。このように、異宗派間の婚姻の中には、他宗派での規制から逃れるために改宗して異宗派間の婚姻となった事例を考慮して検討しなければならないことが明らかになった。さらに、同文書館の裁判史料には、離婚申し立ての理由、ならびに離婚を認める理由が記されているが、「和解不可能な嫌悪」など、教会法が認める文言しか記されていないことが多く、それ以上の個別の情報はあまり得られなかった。

異宗派間の婚姻をめぐるより具体的な事例については、他の文書館の史料からも見つ

けることができる。ただし、個別事例を見ると、改宗、子供の宗派および教育、国籍、財産、職業や社会的地位、聖職者や地域住民との関係など、事例ごとに多様な問題が関わっていることがわかる。加えて、史料とみなせるものが各種の文書内に散在しているため、ミクロのレベルでは、より時間をかけた詳細な調査と検討が必要であることが確認できた。

一方、ユニテリアン教会の史料では、理事会ならびに総会の議事録、そしてその関連文書から、婚姻と民事婚法をめぐる教会内外での議論が浮かび上がった。とくに当時司教だったフェレンツ・ヨーゼフが教会内の議論を主導し、また、自身も教会関係者も、宗教および公教育省に直接に意見書を記したり、新聞雑誌で執筆をおこなったりするなど、外部に対して、教会の主張を表明すべく努めていたことがわかった。ユニテリアン教会は、離婚に関して一方の申請者からでも要請があれば裁判で判決を下し、どのような異宗派婚であれば、ユニテリアンの信徒の側に判決を下してきた。これは、相手がカトリック信徒の場合、そちらは離婚が認められないので、夫婦の置かれた状態が異なることになる。このためにしばしば批判されることもあった。だが、ユニテリアン教会は、婚姻に関する教会法の制定と運用が、国法に保証された教会自治の権利に属することを強調し、このような教会の権利に干渉できるのは、国家が、宗派の平等と相互性に基づいた包括的な婚姻法を定めた場合のみであると論じ、問題の解決のためには国が婚姻法を定めるべきだと反論した。教会として明確に婚姻法制定支持の立場を示したのである。教育省とのやり取りからは、教育省すなわち国の側が、国法で定められている教会の歴史的権利を真っ向から否定することはできないと認識していたらしいことも読み取れる。以上の調査から、婚姻法制定に向けてユニテリアン教会が取った立場と行動が明らかになり、同教会が同法制定に果たした役割を考察することができる。このユニテリアン教会の役割については、現在論文を執筆中である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

Watanabe Akiko, Takács József és a ceglédi társadalom - A nagy prédikátor Kossuth városában, *Studia Comitatus*, 32, 2012, 89-96.

渡邊昭子(編) 東欧ロシアの史学史、西洋史学、249、2013、33-45、査読有

渡邊昭子、書評：ケヴェール・ジェルジ(平田武訳)『身分社会と市民社会—九世紀ハンガリー社会史』(刀水書房、2013)、東欧史研

究、36、2014、32-37、査読有

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者  
渡邊 昭子(WATANABE AKIKO)  
大阪教育大学・教育学部・准教授  
研究者番号：20293144

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：